

自動車運転者時間管理等指導員規程を次のように定める。

平成23年3月29日

厚生労働大臣 細川 律夫

自動車運転者時間管理等指導員規程

(設置)

第1条 自動車運転に従事する労働者（以下「自動車運転者」という。）の労働条件及び安全衛生の確保及び改善に係る業務の円滑な運営に資するため、都道府県労働局に自動車運転者時間管理等指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 指導員は、社会的信望があり、かつ、労働関係法令又は自動車運転者の労務管理に関する深い知識と経験を有する者であつて、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有するもののうちから委嘱する。

(職務)

第3条 指導員は、都道府県労働局長の指示を受けて、自動車運転者に係る労働時間管理等に関し、使用者等に対する指導及び助言その他必要な事務を行う。

(任期等)

第4条 指導員の任期は、1年以内とする。

2 指導員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 指導員及び指導員であつた者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 指導員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 自動車労務改善推進員規程（平成13年厚生労働省訓第42号）は、廃止する。